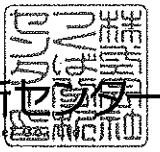


放射能測定結果報告書

金砂郷食品株式会社 殿

件名 : 放射性物質の核種分析
受付日 : 2017年9月13日

株式会社
つくば分析センター
TAC
Tsukuba Analysis Center



〒305-0047 茨城県つくば市千現2丁目1-6
TEL. 029(858)3100 / FAX. 029(858)3106
計量証明事業登録(濃度) 茨城県第70号
ISO/IEC17025 認定試験所 (RTL03110)

試験報告書署名者 土橋 幸司

御依頼のありました検体について、試験検査を行った結果を下記の通り御報告いたします。

記

1. 検体の名称 おいしい麦入り納豆

2. 測定結果

測定項目		単位	測定結果
放射性ヨウ素	I-131	Bq/kg	検出せず
放射性セシウム	Cs-134	Bq/kg	検出せず
	Cs-137	Bq/kg	検出せず
	合計値	Bq/kg	—

※1 測定結果の「検出せず」は測定下限値未満を示します。

3. 測定方法 食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月15日厚生労働省食安発0315第5号)
食品中の放射性セシウムスクリーニング法(平成24年3月1日厚生労働省)

4. 測定機器 NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ
(EMFジャパン(株)製 EMF211型γ線スペクトロメータ)

5. 測定下限値 10 Bq/kg

6. 基準値 食品中の放射性セシウム基準値

食品区分	基準値
一般食品	100
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50

(単位: Bq/kg)

※ 米・牛肉は経過措置として平成24年9月30日まで、
暫定規制値の500Bq/kgが適用

※ 大豆は経過措置として平成24年12月31日まで、
暫定規制値の500Bq/kgが適用

※ 製造・加工食品は経過措置として賞味期限まで、
暫定規制値が適用

放射能測定結果報告書

金砂郷食品株式会社 殿

件名 : 放射性物質の核種分析
受付日 : 2017年9月13日



株式会社

つくば分析センター

Tsukuba Analysis Center



〒305-0047 茨城県つくば市千現2丁目1-6
TEL. 029(858)3100 / FAX. 029(858)3106

計量証明事業登録(濃度) 茨城県第70号
ISO/IEC17025 認定試験所(RTL03110)

試験報告書署名者 土橋 幸司

御依頼のありました検体について、試験検査を行った結果を下記の通り御報告いたします。

記

1. 検体の名称 おいしい北海道極小粒納豆ミニ3

2. 測定結果

測定項目		単位	測定結果
放射性ヨウ素	I-131	Bq/kg	検出せず
放射性セシウム	Cs-134	Bq/kg	検出せず
	Cs-137	Bq/kg	検出せず
	合計値	Bq/kg	—

※1 測定結果の「検出せず」は測定下限値未満を示します。

3. 測定方法 食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月15日厚生労働省食安発0315第5号)
食品中の放射性セシウムスクリーニング法(平成24年3月1日厚生労働省)

4. 測定機器 NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ
(EMFジャパン(株)製 EMF211型γ線スペクトロメータ)

5. 測定下限値 10 Bq/kg

6. 基準値 食品中の放射性セシウム基準値

食品区分	基準値
一般食品	100
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50

※ 米・牛肉は経過措置として平成24年9月30日まで、
暫定規制値の500Bq/kgが適用

※ 大豆は経過措置として平成24年12月31日まで、
暫定規制値の500Bq/kgが適用

※ 製造・加工食品は経過措置として賞味期限まで、
暫定規制値が適用

(単位: Bq/kg)

放射能測定結果報告書

金砂郷食品株式会社 殿

件名 : 放射性物質の核種分析
受付日 : 2017年9月13日

 株式会社
つくば分析センター
Tsukuba Analysis Center
TAC
〒305-0047 茨城県つくば市千現2丁目1-6
TEL. 029(858)3100 / FAX. 029(858)3106
計量証明事業登録(濃度) 茨城県第70号
ISO/IEC17025 認定試験所(RTL03110)
試験報告書署名者 土橋 幸司

御依頼のありました検体について、試験検査を行った結果を下記の通り御報告いたします。

記

1. 検体の名称 桑納豆

2. 測定結果

測定項目		単位	測定結果
放射性ヨウ素	I-131	Bq/kg	検出せず
放射性セシウム	Cs-134	Bq/kg	検出せず
	Cs-137	Bq/kg	検出せず
	合計値	Bq/kg	—

※1 測定結果の「検出せず」は測定下限値未満を示します。

3. 測定方法 食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月15日厚生労働省食安発0315第5号)
食品中の放射性セシウムスクリーニング法(平成24年3月1日厚生労働省)

4. 測定機器 NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ
(EMFジャパン(株)製 EMF211型γ線スペクトロメータ)

5. 測定下限値 10 Bq/kg

6. 基準値 食品中の放射性セシウム基準値

食品区分	基準値
一般食品	100
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50

※ 米・牛肉は経過措置として平成24年9月30日まで、
暫定規制値の500Bq/kgが適用

※ 大豆は経過措置として平成24年12月31日まで、
暫定規制値の500Bq/kgが適用

※ 製造・加工食品は経過措置として賞味期限まで、
暫定規制値が適用

(単位: Bq/kg)